

## (5) 新型コロナウイルス感染症への対策について

令和3年1月～(前回の報告以降)

月日	国	県	市の施策	犬山市災害対策本部会議
2021年1月13日	緊急事態宣言 発出 対象地域を愛知県を含む11都府県に拡大 期間:2月7日まで			
2021年1月14日		「愛知県緊急事態措置」適用 期間:1月14日から2月7日まで		第36回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年2月2日	緊急事態宣言 延長 期間:2月8日から3月7日まで 栃木県を除く10都府県	「愛知県緊急事態措置」延長 期間:2月8日から3月7日まで	緊急事態宣言の市民周知を目的とし、チラシの作成・回覧を実施 在宅勤務・別室勤務・時差出勤を実施し、市職員の感染対策を実施(1月14日～)	
2021年2月3日			公共施設の閉館時間を午後8時に短縮(利用区分のある施設は午後8時前の区分をもって閉館)(1月18日～)	第37回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年2月26日		「厳重警戒宣言」発出 「愛知県厳重警戒措置」適用 期間:3月1日から3月14日まで	公共施設における収容率50%での使用、食事の制限(1月18日～) 保健センター内に「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」設置(2月1日)	
2021年2月28日	緊急事態宣言 先行解除 (大阪府、兵庫県、京都府、愛知県、岐阜県、福岡県)			
2021年3月1日			公共施設の閉館時間を午後8時に短縮を継続(3月1日～) 公共施設における収容率50%での使用、食事の制限を継続(3月1日～)	第38回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年3月3日	1都3県の緊急事態宣言 延長 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)			
2021年3月11日		「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」延長 期間:3月15日から3月21日まで		
2021年3月19日				第39回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年3月21日	1都3県の緊急事態宣言 解除	「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」解除 「警戒領域」へ移行 期間:3月22日から3月31日まで	厳重警戒宣言の解除に伴い、公共施設における収容率50%での使用、食事の制限を継続(3月22日～)	
2021年3月30日		「警戒領域」における施策を延長 期間:4月1日から4月21日まで	県の施策継続に伴い、公共施設における収容率50%での使用、食事の制限を継続(4月1日～)	
2021年4月16日		「まん延防止等重点措置」適用 期間:4月20日から5月11日まで		
2021年4月19日			公共施設の閉館時間を午後9時に短縮(4月23日～) 収容率50%での使用、食事の制限を継続(4月23日～) カラオケ・合唱・コーラスなどの利用を中止(4月23日～)	第40回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年4月25日	4都府県に緊急事態宣言 発出 期間:5月11日まで (東京、大阪、京都、兵庫)			
2021年5月10日				第41回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年5月12日	緊急事態宣言 延長 期間:5月31日まで (愛知県及び福岡を追加した6都府県)	「緊急事態措置」適用 期間:5月12日から5月31日まで	緊急事態宣言の市民周知を目的とし、チラシの作成・回覧を実施	
2021年5月21日		1000mを越える商業施設等の休業要請を追加措置 期間:5月22日から5月31日まで	公共施設の閉館時間を午後8時に短縮(5月12日～) 収容率50%での使用、食事の制限を継続(5月12日～)	第42回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年5月28日	緊急事態宣言 延長 期間:6月1日から6月20日まで (北海道、東京、愛知県、大阪、兵庫、京都、岡山、広島、福岡)	「緊急事態措置」延長 期間:6月1日から6月20日まで	カラオケ・合唱・コーラスなどの利用の中止を継続(5月12日～) 屋外施設・公園等での飲食を伴う利用の禁止(5月12日～) 在宅勤務・別室勤務・時差出勤を実施し、市職員の感染対策を実施(5月12日～)	第43回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年5月31日			県の追加措置に合わせ、フィットネスフロイデ、さら・さくらの湯を閉館(5月22日～)	第44回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年6月18日				
2021年6月20日	緊急事態宣言 解除 (沖縄を除く9都道府県)	「まん延防止等重点措置」適用(重点区域に指定) 期間:6月21日から7月11日まで	公共施設における利用制限を継続(カラオケ・合唱・コーラスを除く)(6月21日～)	
2021年6月30日				第45回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年7月3日		「まん延防止等重点措置」継続 重点区域 解除	公共施設の閉館時間を午後9時に延長(7月3日～) 収容率50%での使用、食事の制限を継続(7月3日～)	
2021年7月9日				第46回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年7月11日		「まん延防止等重点措置」解除		
2021年7月12日		「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」適用 期間:7月12日から8月11日まで	公共施設の閉館時間(午後9時)制限を引き続き継続(7月12日～) 大声の発生を伴う活動及びマスクの着用ができない活動の収容率50%に制限(7月12日～) 屋外施設・公園等での飲食を伴う利用の制限を引き続き継続(7月12日～)	
2021年8月6日				第47回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年8月8日		「まん延防止等重点措置」適用(重点区域外) 期間:8月8日から8月31日まで	公共施設の閉館時間(午後9時)制限を引き続き継続(8月8日～) 大声の発生を伴う活動及びマスクの着用ができない活動の収容率50%制限を引き続き継続(8月8日～) 屋外施設・公園等での飲食を伴う利用の制限を引き続き継続(8月8日～)	
2021年8月18日				第48回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年8月21日		「まん延防止等重点措置」延長(重点区域に指定) 期間:8月21日から9月12日まで	公共施設の閉館時間を午後8時に短縮(8月21日～) 大声の発生を伴う活動及びマスクの着用ができない活動の収容率50%制限を引き続き継続(8月21日～) 屋外施設・公園等での飲食を伴う利用の制限を引き続き継続(8月21日～)	
2021年8月26日				第49回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年8月27日	緊急事態宣言 発出 期間:8月27日から9月12日まで	「愛知県緊急事態措置」発出 期間:8月27日から9月12日まで		第50回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年9月10日			公共施設を臨時閉館(8月28日～9月12日) ※学校・子ども未来園・都市美化センター・休日急病診療所は通常通り	第51回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年9月12日	緊急事態宣言 延長 期間:9月12日から9月30日まで	「愛知県緊急事態措置」延長 期間:9月12日から9月30日まで	教育委員会より保護者に対して、学校での対応についての文書通知 屋外施設・公園等での飲食を伴う利用の制限を引き続き継続(8月28日～)	
2021年9月29日				第52回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年9月30日	緊急事態宣言 解除	「愛知県厳重警戒措置」適用 期間:10月1日から10月17日まで	公共施設の閉館時間を午後9時に短縮(10月1日～10月17日) カラオケ・合唱・コーラス等の大声を伴う利用や、食事を伴う利用は収容率50%制限(10月1日～10月17日)	
2021年10月15日		「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」解除 「警戒領域」へ移行 期間:10月18日から	公共施設の閉館時間を通常通りへ カラオケ・合唱・コーラス等の大声を伴う利用や、食事を伴う利用の収容率50%制限を継続(10月18日～) 屋外施設・公園等での飲食を伴う利用制限の解除	第53回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2021年10月29日		「警戒領域」継続	カラオケ・合唱・コーラス等の大声を伴う利用や、食事を伴う利用の収容率50%制限を継続(10月29日～)	第54回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

緊急  
事  
態  
宣  
言

まん  
延  
防  
止  
等  
重  
点  
措  
置

緊急  
事  
態  
宣  
言

まん  
延  
防  
止  
等  
重  
点  
措  
置

まん  
延  
防  
止  
等  
重  
点  
措  
置

緊急  
事  
態  
宣  
言

## 新型コロナウイルス感染症への防災対策について

### 避難所の感染症対策として…

#### ◆備蓄品の充実◆

感染症対策として有効活用が可能な、不織布マスク (100,000 枚)、消毒液 (170 本)、クイックルワイパー (70 本)、ペーパータオル (340 本)、ハンドソープ (140 本)、固形石鹼 (35 個)、使い捨てビニール袋 (135 箱)、個別用ゴミ箱 (70 個)、検温器 (35 基)、使い捨てスリッパ (700 足)、簡易ベッド (150 基)、間仕切り (750 部屋分)、電動処理トイレ (30 基)等を備蓄品として購入し、主要避難所である各小中学校への備蓄を進めました。避難所開設時には、備蓄品を活用しながら、避難者の感染拡大防止に努めます。

#### ◆避難所担当職員への指導◆

毎年、避難所担当となった職員には避難者対応等の説明会を実施しており、コロナ禍における避難者の受け入れや、感染症に有効な避難所の対策を行えるよう勉強する場を設けています。

また、令和2年度には実践的な「避難所の感染症対策訓練」を実施し、さらなる習熟を図りました。

### 感染者や濃厚接触者の避難者対策として…

避難所に感染者や、濃厚接触者が避難してみえた際には、一般避難所とは別施設に移送することで、感染リスクの低減を図ります。

#### ◆移送用備蓄品の購入◆

- ・車内飛沫感染防止透明ビニールシート（運転席と後部座席の間仕切りシート）
- ・防護服

#### ◆移送職員との事前調整◆

- ・迅速な対応を行うため、感染症対策の知識があり機動力のある消防職員に移送を依頼しています。

### 市民への啓発の実施…

#### ◆避難とは「避難所へ行くこと」ではなく「安全を確保する行動」であること◆

市の感染症対策の一環として、町内会や防災会で実施している地域の防災訓練に参加し、『正しい避難の考え方』を啓発しています。避難所に行くことだけが避難ではなく、様々な避難行動があることを伝え、『**分散避難**』の協力を呼びかけています。

